



第4号様式

流教学第1449号
令和4年3月18日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和4年2月17日付け、流監第119号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和4年2月17日・流監第119号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
学校教育部学校教育課	意見	式典に係る費用について、教育総務課予算（教育委員会費）及び学校教育課予算（教育振興費）から支出しており、複数の事業にまたがった予算執行となっていた。予算計上がないものについては、財政部局とも協議するとともに、事業別予算の観点から、適正な予算執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。	学校教育課予算（教育振興費）の教育振興事務事業の当該予算は、毎年実施する教育功労者表彰、教育委員会表彰、永年勤続表彰、教育奨励表彰、退職者感謝状贈呈に係る記念品等及び写真現像・プリント代となり、指摘の瑞宝双光章伝達式は、毎年実施する式典と違い、特例的な式典であったため予算がなかった。そのため、事前準備としての花束及び額縁の購入は、教育総務課が担当し、当日の進行及び写真撮影に係る部分は、学校教育課が担当することとなった。市の事業別予算の観点から、異なる事業から支出することは望ましくないということから、今後、同様の特例的な式典については、実施の有無も含め教育総務部と協議したうえで、支出が事業をまたぐことがないように意思の疎通をしっかりと行い、予算執行については、その都度、財政部と協議してまいります。

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。